

第 12 次愛媛県交通安全計画の概要について

位置付け

国の交通安全基本計画に基づき策定する、県内の陸上交通の安全に関する諸施策の大綱であり、市町が作成する交通安全計画の指針
(計画期間：令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 か年)

構 成

3 章構成

- 第 1 章「道路交通の安全」
- 第 2 章「鉄道交通の安全」
- 第 3 章「踏切道における交通の安全」

第 11 次計画の目標と成果（道路交通の安全）

- ◆第 11 次愛媛県交通安全計画の目標である、「死者数 33 人以下」「重傷者数 400 人以下」は**未達成**。
- ◆人口 10 万人あたりの**死者数**は、全国で 7 番目に多い。
(R7：3.61/全国平均：2.06)
- ◆人口 10 万人あたりの**発生件数**は、全国で 34 番目。
(R7：1.63/全国平均：2.32)
- ◆死者に占める高齢者の割合が高い。
(R7：67.4%/全国平均：55.9%)

課題と第 12 次計画で講じるべき対策の視点

これまでの対策により**長期的には死傷者数は減少**しているものの、本県は人口 10 万人あたりの死者数が全国と比較して高い傾向にある。従来からの生活道路対策等に加え、「**高齢者・こども**」「**歩行者・自転車**」を**個別の視点**として整理するとともに、**小型モビリティ、外国人対応**など**社会環境の変化を踏まえた視点**を追加

目 標

第 1 章「道路交通の安全」(第 11 次計画と同じ)
死者数 33 人以下、重傷者数 400 人以下

第 2 章「鉄道交通の安全」

鉄道運転事故**死者数の半減**を目指す。

※参考：第 11 次愛媛県交通安全計画の目標

- ①乗客の死者数ゼロの継続を目指す。
- ②運転事故件数の減少を目指す。

第 3 章「踏切道における交通の安全」

踏切事故**死者数ゼロ**を目指す。

※参考：第 11 次愛媛県交通安全計画の目標

令和 7 年までに踏切事故件数を令和 2 年と比較して約 1 割削減することを目指す。

第 11 次計画との比較（道路交通の安全）

◆第 1 章「道路交通の安全」

〈6 つの視点〉〈8 つの柱〉を**〈10 の視点〉〈8 つの柱〉**に変更

【第 11 次計画】

- ①「高齢者・こどもの安全確保」
- ②「歩行者・自転車の安全確保」
- ③「生活道路の安全確保」
- ④「先進技術の活用推進」
- ⑤「交通実態を踏まえた対策」
- ⑥「地域一体となった対策」

【第 12 次計画】

- ①「高齢者の安全確保」
- ②「こどもの安全確保」
- ③「歩行者の安全確保」
- ④「自転車の安全確保」
- ⑤「外国人対策の推進」**新設**
- ⑥「小型モビリティ対策の推進」**新設**
- ⑦「生活道路の安全確保」
- ⑧「先進技術の活用推進」
- ⑨「交通実態を踏まえた対策」
- ⑩「地域一体となった対策」

